実務研究

日本税務会計学会
平成18年11月　月次研究会

地方税と税理士

安藤　光宏
［板橋］

① はじめに

税理士で地方税を専門としている者はほとんどいないのではないだろうか。私も国税職員であったときはもちろんのこと受験時代も含め本格的に地方税を勉強したことはないし地方税を中心に業務を行ってもいない。また、地方税に関しては質疑応答集などの書籍も極めて少なく条文も国税以上に難解な部分もある。こうした状況下にあるためか地方税に関しては、得てして課税当局の言いなりの対応になってはいないだろうか。

② 地方税との出会い

国税職員であった私は昭和63年の夏に父が不治の病になったことで突然税理士業を引き継ぐことになった。所得税担当であった私は、このとき初めて法人税の申告書を作成した。別表の作成に少し戸惑いはしたものの法人税はそれほど苦労せずに作成することができたが、困ったのは地方税である。

しかも、一社は分割法人で初め仕組みがよくわからず完成までひどく時間がかかったと記憶している。

次に遭遇したのが年明け早々に顧客から手渡された「償却資産申告書」と書かれた封筒であった。その時初めて償却資産は申告しなければいけないことと償却資産には固定資産税が課税されることを知った。

ところが、手引きを読む限り事業者が一定規模の償却資産を保有していればだれでも申告しなければならないはずなのに、法人でさえ申告書が送付されたりされていなかったりで、個人に至っては、医者以外には申告書の送付が皆無といっていい状況で困惑した。

そこで病床の父に尋ねてみたが『なぜだかよくわからないがそれで何年もやっている。』というこれまた要領を得ない回答であった。

どう対応すべきか散々悩んだ挙句、平成元年1月下旬に償却資産を保有するすべての顧客の申告書を提出することを決意し、また、当時の手引きに「内部造作は構築物として申告します。」との記載があったことから手引きどおりに申告書を作成して提出した。

その結果、後に数社の顧客から数年分の初めて聞く税金が課税されてきたがどういうことかと説明を求められその理解を得るのに大変苦労した覚えがある。

③ 審査の申出

平成5年の9月に父がそして同年の12月に祖母が死亡し同時期に相続税の申告書を2件作成しなければならなくなった。既に、バブル経済は崩壊し土地基本法が制定されており、相続税評価額は公示価格の8割、固定資産税評価額は公示価格の7割水準を目途とするとされていた。

ところが、相続税の申告書の作成過程で土地の固定資産税評価証明書を取得してみたところ、なんと自分の相続した土地に逆転現象が生じていることがわかった。そこで、早々に審査の申出をしようとしたが、当時は縦覧期間の末日後10日以内でなければ審査の申出はすることができず、しかも、評価額に不服がある場合は評価替えが行われた年度（基準年度）でなければできないこととされていたため基準年度の平成6年は既に期限切れとなり、平成9年度まで待たなければならなかった。

しかし、かえって審査の申出をする平成9年まで3年の猶予期間があったため固定資産評価基準を十分に検討することができた。

固定資産評価基準は、昭和36年3月30日に「固定資産評価制度調査会」の答申に基づいて昭和38年12月25日に作成され、昭和39年度分の固定資産税から適用されている。そして、同時期に固定資産評価制度調査会の答申に基づいて相続税財産基本通達が定められ、昭和39年1月1日以後の相続、遺贈又は贈与から適用されていることがわかった。つまり、固定資産税評価基準も相続税財産評価基準も根は同じということである。とすると、相続税評価を上回る固定資産税評価はどこかに誤りがあるということになる。

以上のことから審査の申出をすれば簡単に自分の主張が認められるものと思っていたが、現実はそれほど甘くなかった。なぜなら、審査の申出制度は初めから「棄却」を前提とした出来レースのようなものであるからである。

審査の申出は予想に反し「棄却」された。争った金額は評価額ではかなりの差があっても、負担調整措置のため税額にすればわずか年間数万円である。通常であれば泣き寝入りするところだが、散々悩んだ挙句、経済的に損することはいやだけれども泣き寝入りすることはもっといやだという気性もあり、また仮に地裁で棄却されればその結果は真摯に受け入れようと下級審だけは争ってみることにした。地裁の裁判では、行政の裁量権の壁を痛感させられたが、もっとも基本的な画地の認定については自分の主張が認められ、一部取り消しの判決を得ることができた。しかし、その後が大変であった。行政側は高裁に控訴し控訴が棄却されると最高裁に上告をしてきた。その都度こちらも付き合わなければならない。結局、上告が不受理となり裁判が確定したのは平成15年7月で約6年間これに費やした。

④ 審査請求

平成16年度の税制改正を見て驚きを覚えたのは私だけだろうか。このとき地方税法第343条に新たに9項が創設された。

創設された内容は、「特定附帯設備（いわゆる内部造作）は、取り付けた者が事業の用に供することができる資産である場合に限り取り付けた者に対し固定資産（償却資産）税を課税することができる。」というものであった。

しかし、この扱いは私が平成元年に初めて償却資産申告書を作成する際に、既に手引きに記載されていたことと同じことである。

それがなぜ今創設なのだろうか。不思議に思い調べてみると、内部造作に関する総務省の正式見解は、民法の附合の論理に従って判断し毀損しなければ取り外せないような造作については、家屋の所有者に家屋として固定資産税を課するというものであった。

これが正式見解とすると、東京都は大胆にも納税者を騙していたことになる。そして、私も騙された一人だ。さらに私が騙されたことにより多くの顧客に余分な税を支払わせてしまったことになる。この事実を知ったとき、東京都に対する怒りよりも、確認を怠った自分に対する自責の念を強く感じたことを忘れはしない。

平成17年7月に賦課処分の取消を求め東京都に対し審査請求をしたが、当然のように棄却された。しかも、棄却の理由がいい。「平成10年に通達を定めたから違法性はない。改正を先取りして所有と賃借の実態に合わせた形で運用を行った。」というものである。東京主税局という行政機関はいつから立法府になったのか、租税法律主義はどうなっているのだと言いたくなるような裁決であった。

⑤ これからの地方税に対する対応

地方税は、国税を本流とすれば支流の税である。賦課課税方式や国税準拠方式の税が多く、しかも一回限りの課税や継続しても金額的に少ない場合が多い。このため、審査請求までする事例が少ないのではないだろうか。まして訴訟など、ごくまれなケースであろう。そういうこともありご都合主義的法解釈で運用されることも少なくない。しかし、だからといって、現状のような地方税行政であってよいはずもないのだから、これからの税理士はもっと地方税業務に対する対応を見直さなければならないだろう。

⑥ おわりに

東京都の特定附帯設備に対する固定資産税（償却資産）の従前の取扱いは明らかに違法である。そして、この問題は、原則として個々の税理士が顧客との間で解決すべき問題であるが、このように多くの納税者に共通したことがらで、しかも租税法律主義の根底を揺るがす違法性の高い課税行為に対して一税理士で対応することは正直に言って限界がある。

贈与により取得したゴルフ会員権の名義書換料の取得費の算入や、遺族が年金で受け取る生命保険金の所得税取扱いの判決なども訴訟代理権のない一税理士が勝訴判決を得るには金銭的なことはもちろんのこと、それ以外にも相当の苦労があったに違いない。これらの問題も原則論を言えば課税当局と納税者の問題である。今回の特定附帯設備の問題についても東京税理士会税務審議部は「個々の税理士が関与先と対応すべき事案であると思料する」とし、直接この問題を判断することを回避している。しかし、この問題の解決を税務審議部に仰いだ者の真意は、多くの税理士に共通するが一事案当りの訴訟額が少額なものを一税理士で対応するには荷が重過ぎると判断してのことであろう。誰もが右山税理士や江崎税理士ではない。だからといって、一部の会員の犠牲により多くの会員がその恩恵を受けるというのもいかがなものかと思う。納税者を擁護し納税者の信頼を得、税理士の社会的地位の向上のためにも、税理士会として毅然たる対応が必要ではないだろうか。

仮に、東京税理士会としてできないのであれば個々の税理士に共通する少額な事案について、弁護士費用などの援助をする団体すなわち弁護士会が行っている法律扶助制度のようなものの設立を提案したい。